

補足説明資料

**大学評価・学位授与機構及び
国立大学財務・経営センターの
概要について**

**平成25年11月11日
文部科学省高等教育局**

独立行政法人大学評価・学位授与機構の概要

1. 沿革

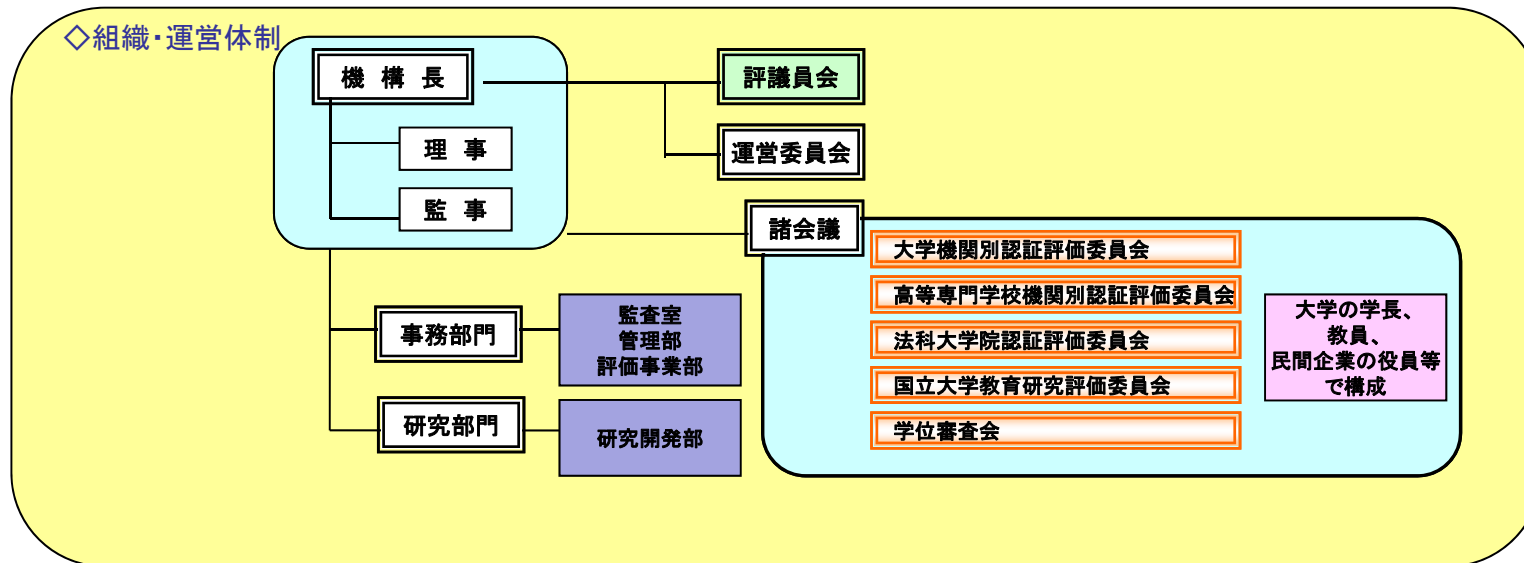
- 昭和61年 4月 臨時教育審議会第2次答申（学位授与機関の創設の検討を提言）
- 平成 3年 2月 大学審議会答申（学位授与機関の創設について提言）
- 平成 3年 7月 学位授与機構 設立
- 平成10年10月 大学審議会答申（大学評価のための第三者機関設置を提言）
- 平成12年 4月 大学評価・学位授与機構へ改組
- 平成16年 4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構

2. 目的

大学等の教育研究活動等の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うことにより、多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること（大学評価・学位授与機構法第3条）

3. 組織

- 機構長：野上智行
- 役員数：機構長1名、理事2名、監事（非常勤）2名
- 教職員数：126名（教員17名、職員109名）（H25年4月現在）



4. 予算

- 平成25年度予算：1,591百万円（1,588百万円）

【対前年度3百万円増、0.2%増】

〈収入額〉・運営費交付金	1,195百万円	(1,371百万円)	【対前年度 176百万円減、12.8%減】
・大学等認証評価手数料	238百万円	(103百万円)	【対前年度 135百万円増、56.7%増】
・学位授与審査手数料	105百万円	(107百万円)	【対前年度 2百万円減、2%減】
・その他	8百万円	(8百万円)	【対前年度 増減なし】

5. 施設

本館：東京都小平市（7階建、13,212㎡）

竹橋オフィス：東京都千代田区（学術総合センター11階、1,677㎡）

小平第二住宅（宿舎）：東京都小平市（3階建て39戸）

世界的な高等教育圏の動向

欧州：「欧州高等教育圏」の構築

＜ボローニャ・プロセス＞

- ▶ 欧州の大学強化を目指し、高等教育の質保証と制度の共通化
例) 共通の単位互換システム(ECTS)の普及、チューニングプロジェクト、ジョイント・ディグリーの推進
- ▶ 欧州域内の交流の促進

アジア：日中韓において、ASEAN等も視野に入れた「キャンパス・アジア」プロジェクトを推進

◆ 日中韓学生交流の現状(2010年現在)

ICI-ECP
プロジェクト：
欧州と日本・豪州等の高等教育機関が共同で実施。
学生交流プロジェクト、ダブルディグリー・ジョイントディグリー・プロジェクトを支援。

韓国

46千人

20千人

1千人

中国

63千人

17千人

86千人

日本

米国：有力大学が強みを生かして優秀な留学生を引き寄せ一方、連邦政府による質保証の強化

「エラスムス計画」

EU加盟国の大学間ネットワークを構築し、学生の流動性の向上を図る。

「エラスムス・ムンドゥス」 欧州域内外の大学との交流を促進

ASEAN+3：2012年に第1回教育大臣会合及びASEAN+3学長会議を開催

ASEAN：独自に質保証の枠組みを検討中（AUN（ASEAN大学連合）単位互換枠組、AIMS構想、等）

UMAP：標準的な単位換算スキーム（UCTS）を策定

ユネスコ：「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する条約」

ユネスコ/OECD：「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」

高等教育の国際通用性の重要性の増大

第3期中期目標期間における大学評価・学位授与機構の在り方

我が国の国公私を通じた高等教育の質保証機関としての業務が質量ともに高まる中、業務の質を維持しつつ不断に見直しを行い、効率的、効果率に事務・事業を展開

◆ 政府の方針等

「これからの大学教育等の在り方について」教育再生実行会議
第三次提言（平成25年5月28日）

グローバル化に対応した教育環境づくり、
学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能の強化、
大学等における社会人の学び直し機能の強化 等

「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）

「成果目標2 課題探究能力の修得」「基本施策9 大学等の質保証」
大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立、大学情報の積極的発信、
大学評価の改善、分野別質保証の取組の推進
国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化 等

◆ 国際的な動向

国境を越えた質保証を伴った大学間交流や学生交流が活発化
○諸外国では地域レベルでの質保証枠組み構築の動きが進行中
○高等教育の質保証は各国共通の課題。近年、諸外国では、
政府が枠組み構築に積極的に関与（米国・英国・フランス・豪州等）

◆ 国内の課題（中教審答申「新たな未来を築くため大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月）

○日本の学生の学修時間の低さ
○「学士力」を備えた人材育成
→主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換
○設置基準の明確化や設置認可制度・認証評価制度の在り方等、
大学の質保証システム全体の改善・充実の必要性 等

◆ 機構の外部検証

大学、産業界、海外の質保証機関等による第三者評価を実施（平成24年度）
○次期中期目標期間に向けて、主要な業務を継続して行う意義・必要性が明確であり、戦略的・重点的に業務を充実・強化を図ることが適当

【主な提言等】

- ・国際通用性向上等の取組みを進める上で、機構が認証評価を実施することが適当
- ・調査研究の成果が各大学の業務に活かされていること等を高く評価
- ・内部質保証人材育成のためのプログラム開発等を組織的に検討すること、質保証参照情報の提供を行うことを期待

基本方針

1. 質を維持しつつ、不断に見直しを行い、**効率的に業務を実施**
2. 国際通用性を視座に置き、**戦略的な資源集中で効果的に業務を展開**
3. 質保証・国際通用性の向上に資する**大学等連携業務を強化**
4. 各事業の基盤となる**調査研究業務を一体的に実施**

評価事業

- 認証評価の改善、充実
 - ・国際的動向や高等教育施策を踏まえ、高等教育の質保証における先導的役割を強化
- 選択評価の更なる充実
 - ・特徴的機能に着目した評価手法を開発・実施し、大学等の個性を伸長
- 第2期国立大学法人評価の実施と第3期の検討
 - ・大学等の負担軽減にも配慮した効率的・効果的な評価を実施

学位授与事業

- 高専・短大の認定専攻科修了者への学位授与の円滑化
 - ・平成23年1月の中教審答申を踏まえ、新たな審査方式で学位審査・授与

質保証連携事業、調査研究

- 「大学ポートレート（仮称）」運営支援（平成26年度稼働予定）
- 国内外の機関横断的な質保証
 - ・認証評価機関連絡協議会等を通じ、国内外の評価機関との連携・協力
- 質保証に関わる人材育成
 - ・大学等の担当者・第三者評価者の能力向上プログラムを開発・提供
- 大学評価・学位・質保証連携に関する調査研究を各事業と一体的に実施

組織の見直し等

- 事業展開に即して戦略的な組織編制、教職協働の強化
- 質保証を支援するため、大学等と連携した組織体制を構築

国内外の高等教育の動向を踏まえた事業の見直し

独立行政法人国立大学財務・経営センターの概要

1. 概況

目的：国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付、国立大学法人等の財務及び経営に関する調査研究などの業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等における教育研究の振興に資することを目的とする。

理事長：高井 陸雄 役員数：4名（理事長、理事1名、監事（非常勤）2名） 職員数：16名（平成25年4月現在）
予算等：平成25年度予算：1,587億円（平成24年度：1,588億円）

運営費交付金	2億9,363万円（平成24年度：3億5,076万円）
施設費貸付事業	584億円（584億円）
内 財政融資資金借入金	546億円
自己資金等	38億円
財投機関債	50億円
借入金償還等	▲12億円
施設費交付事業	56億円（平成24年度：56億円）

2. 事業概要

①施設費貸付事業

⇒国立大学法人等に対し、文部科学大臣が定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（施設費貸付事業）を行うこと。

②施設費交付事業

⇒国立大学法人等に対し、文部科学大臣が定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付（施設費交付事業）を行うこと。

③旧特定学校財産の管理処分

⇒旧特定学校財産（大規模移転跡地）の管理及び処分の促進を図ること。

④承継債務償還

⇒旧国立学校特別会計の財政融資資金からの負債を承継し、附属病院を有する国立大学法人から負担金をとりまとめ、負債及び利息の償還を一括して行うこと。

3. 沿革

平成4年7月 国立学校財務センター設置

⇒国立大学の資産活用による自己収入の増加とその適切な運用の必要性に係る財政制度審議会、臨時教育審議会等の指摘を踏まえ、平成4年「国立学校財務センター」が設置された。

平成16年4月 独立行政法人国立大学財務・経営センター設置

⇒国立大学の法人化に係る検討の過程及び国立大学法人化調査検討会議における指摘（法人化に際しては長期借入や不用財産処分収入の処理を行うためのシステムを構築し、財務センターを活用すべき旨）等を踏まえ、国立大学法人制度の創設と併せ、国立学校特別会計を廃止するとともに、国立大学の使命、教育研究の特性に照らし、同特別会計が従来有していた、「借入金債務の償還」「土地処分収入や長期借入金をもって施設整備財源とする仕組み」等の機能を加え、一体的に国立大学の環境整備を進める新たなシステムとして、「独立行政法人国立大学財務・経営センター」が設置された。

国立大学財務・経営センターの事務・事業見直し方針

財務省理財局(平成24年5月)
財政融資資金本省資金融通先等実地監査

(抜粋)
将来にわたって財政融資資金の償還確実性等を確保する観点から、現在行っている取り組みの精度を高める必要が認められるため、所要の検討・改善を求める。

指摘

会計検査院(平成24年10月)実地検査

(抜粋)
貸付事業については、貸付の適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、個々の附属病院や国立大学法人の収支状況等に即した適切な審査基準等を定めること

交付事業については、同事業の趣旨に沿って限られた財源の有効活用が図られるよう、国立大学法人等の自己収入等の獲得額の格差等を考慮した営繕事業費の配分方法について、本省と協議しつつ検討するとともに、今後の財源の見込みについて十分に検討すること

国立大学財務・経営センター

目的：国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付及び交付、国立大学法人等の財務及び経営に関する調査研究などの業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学法人等における教育研究の振興に資することを目的とする。

事業：①施設費貸付事業

⇒国立大学法人等に対し、文部科学大臣が定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(施設費貸付事業)を行うこと。民間では対応が困難な長期・固定・低利の貸付業務等、国がすべき業務。

②施設費交付事業

⇒国立大学法人等に対し、文部科学大臣が定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(施設費交付事業)を行うこと。

③承継債務償還 ④旧特定学校財産の管理処分

財務省・会計検査院の指摘を踏まえ見直し

見直し内容

- 施設費貸付事業の審査基準の見直し検討
- (1) 財務状況の審査
 - ①財務償還可能額 ②債務償還可能年数 ③完済までの収支計画についてより厳格な審査
 - (2) 国立大学附属病院の役割(教育、研究、診療のバランス)の確認

文部科学省独立行政法人評価委員会(平成25年8月)評価

(抜粋)
調査研究事業は重要性に鑑み、継承されることを期待

国立大学の運営に欠かせない重要な事業の推進に人員が十分に配置されているか、必要に応じて検討することを期待

評価

次期中期目標期間における事務・事業の見直しの方向性

①施設費貸付事業

(1) 貸付業務の充実

- ・国立大学附属病院の収支状況等実態に即した審査基準の実施
 - ・国立大学附属病院の役割(教育、研究、診療のバランス)をフォローアップ
- (2) 審査機能の充実
- ・民間の金融機関と同様な審査体制の構築
 - ・国立大学附属病院の役割(教育、研究、診療のバランス)の在り方を検証

②施設費交付事業

(1) 交付業務の充実

- ・安定的な交付財源の確保
- ・資産規模や自己収入等の差異に影響されない支援の実施

効果

国民の安心・安全

【施設費貸付事業の充実】○個々の大学病院の財務状況に最適な貸付の実施 ○大学病院の財政基盤の安定化、患者サービスの向上
【施設費交付事業の充実】○施設・設備の長寿命化

○医学教育・研究の進展 ○地域医療の充実 ○キャンパス環境の充実